

■ 新潟地方最低賃金審議会 第1回 検討小委員会（各種商品小売業）

日 時：令和2年8月21日（金）午前10時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館9階

新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから新潟地方最低賃金審議会第1回検討小委員会（各種商品小売業）を開会いたします。

委員長及び委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は賃金指導官の赤塚です。よろしくお願いいたします。

新潟地方最低賃金審議会検討小委員会（各種商品小売業）ですが、令和2年7月28日、第2回新潟地方最低賃金審議会において、各委員の皆様からご承認いただき、会長から指名通知を机上配付させていただきました。

委員名簿については、資料No.1の検討小委員会委員名簿のとおりとなります。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本委員会は成立しております。

はじめに、熊谷労働基準部長よりごあいさつ申し上げます。

（労働基準部長）

熊谷でございます。委員の皆様方には本審に引き続きまして、第1回の検討小委員会にご参集いただいております。誠にご苦勞様でございます。

先ほどの異議審での結果をもちまして、本年の新潟県最低賃金は対前年プラス1円の831円という結果で、それも専門部会での全会一致という結果をもって決定することができた次第であります。

今後は、特定最低賃金についての議論へと機会を移すこととなりますけれども、本日は、まず各種商品小売業に関する第1回の検討小委員会ということで場を設けさせていただいた次第であります。

新潟県の特定最低賃金の今後を話し合う重要な機会でもあり、課題も多いかと思いますが、それぞれの委員の皆様のお立場から真摯なご議論をいただければと考えております。大変お暑い中、またコロナ禍という特殊な事情のもと、委員の皆様方には忙しいスケジュールもある中、ご負担をおかけすることになりますが、どうかよろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、議事次第の議題（１）新潟地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程（案）について室長から説明いたします。

（室 長）

私から説明させていただきますが、その前に小委員会の趣旨、組織について簡単に説明させていただきます。最低賃金の事務取扱手引きの抜粋になりますが、特定最低賃金の決定等の必要性の有無の審議については、必要に応じて各側委員から構成される小委員会を設けて、効率的な十分な審議を行う必要があるとされております。

また、小委員会等は任意の組織であることから、委員の任命等は審議会長の定めるところにある。運営規程があれば、その定めに基づいて行くと。資料No.2にも付けさせていただきました運営規程（案）について提案させていただきます。第3条では構成委員、審議会委員はそれぞれ2名、第4条では小委員会には委員長及び委員長代理を公益から選出する。第8条では労使から必要と認める場合、関係者の意見の聴取、また第9条第2項では本審の運営規程第7条第2項と同様に、議事録、議事要旨の作成、取り扱い等を明示しております。内容等を確認していただき、ご承認していただければと思っております。

質問等ありますでしょうか。実際、これもまだたたき台というわけではないのですが、初めてやった規程にはなっておりますので、実際やる中で、また色々どういうところを直したらいいのかということを検討していければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、一旦ご承認していただいたということにしたいと思います。

（事務局）

次に、議事次第の議題（２）委員長及び委員長代理の選出について、室長から説明をお願いします。

（室 長）

先ほどご承認いただいた小委員会運営規程第4条第2項に示すとおり、公益を代表する委員からの選任となっております。

（佐藤委員）

私からご提案いたします。委員長には木南委員、委員長代理には二岸委員をご推薦いたします。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ただいま佐藤委員から、委員長に木南委員、委員長代理に二岸委員を推薦するのご発言がありました。いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでもありますので、委員長は木南委員、委員長代理は二岸委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

木南委員長、二岸委員長代理からそれぞれひとことごあいさつをお願いします。

(委員長)

木南でございます。必要性の審議という初めての審議で、これから進め方を含めて議論をしていかなければいけないと思います。そして必要性ありになるか、なしになるかはこれからの議論次第だとは思いますが、ぜひ全会一致でまとめて、その案を本審に報告して、本審でも全会一致でぜひ決めたいと私としては思っていますので、譲れるところは譲っていただいて、主張すべき点は主張するというので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長代理)

二岸です。なかなかこの委員会もそうですし、初めての試みで、あとは世の中の的にもコロナ禍で先が見えないご時世ですけれども、なんとかよりよい結論になるように尽力したいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。以降の議事進行を委員長にお願いします。よろしくお願いします。

(委員長)

先ほど小委員会の運営規程が承認されましたが、これに基づいて我々も遡及的に指名されたものとみなして会を構成して進めていきたいと思っています。

また、先ほど事務局より定足数のお話がありましたけれども、小委員会規程は定足数を設けていませんので、定足数は特にないということを一応確認したうえで進めてまいりたいと思います。

今日は、いきなり我々も委員に指名されまして、初めて参集するというので、何分、金額の必要性審議というものは初めての機会でもありますので、会議の進め方も含めまして、このあと個別折衝という形も含めてご相談したいと考えておりますので、一旦会議は休憩ということにしまして、そのあとまた再開するというにしたいと思っています。それでよろしいでしょうか。それでは、一旦会議を休憩します。

(休 憩)

(委員長)

休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

まず、委員長より運営規程の一部修正、改定についてのご提案がございます。

第9条です。括弧書きを会議の公開及び議事録に改めます。そのうえで、第2項、一番最後から2行上です。委員長は、会議の一部または全部を非公開とすることができると。議事録を会議に改めると。そのうえで、この会議は議事録を作成していますので、3項を削除するというにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ただいまご承認いただきました第9条に基づきまして、会議の公開について、お諮りいたしますが、本小委員会は、必要性の有無という非常に機微な内容について議論をしなければならないということから、公開をすると、率直な意見交換ができなくなるのではないかとということで、9条第2項、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある場合に該当する可能性が高いということで、原則として非公開ということを進めてまいりたいと思います。

ただ、公開の必要があるような会議が、今後、もちろん、その恐れがないようなものについては公開するということですので、意見聴取などについては、また個別に検討するということで、原則として公開しないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのように、委員長として非公開ということにさせていただきます。

今後の必要性の審議の議論の進め方について、今、個別折衝で確認したことも含めまして、方針といいますか、大まかな日程についてお話をさせていただきますと、関係労使の意見聴取につきましては、本人からの申し出及び小委員会の委員各位の推薦、申し出または推薦により、希望または推薦のあった人の中から人選したうえで、具体的にご出頭いただいて、ここで意見を聞くということにしたいと思います。場合によっては、書面でということもあるかもしれませんが。その推薦及び意見、公募の手続きについては、委員長のほうにご一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのうえで推薦または申し出があった人の中から、次回、具体的にだれの意見を聞くのかということについて決定したいと思います。

そして、次回の会議では、小委員会の労使双方の基本的な必要性の有無の考え方につきましても、ご意見を頂戴したいと思いますので、準備をよろしくお願いします。

次回につきましては、会議の後、日程調整を具体的にはすると思いますが、9月第2週を目途に考えております。そのうえで、意見聴取、9月下旬くらいには、遅くとも行って、そのあと小委員会、委員のみの会議を2回程度開いて、10月半ばくらいには、遅くとも結論を導き出したいと。

もし、有になった場合、その後、金額審議というものが入ってきますから、あまり引っ張るわけにもいかないと思いますので、委員長としては 10 月中旬辺りを最終期限と考えて、その辺までに結論を出したいということで、いずれにしても審議会を開かなくては行けませんので、審議会の日程調整も、今お話した日程を前提に、平行して進めていただくということにしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の議題につきましては、以上ということです。労使双方から、特にありませんね。

(「ありません。」の声)

議事録の署名人は、佐藤委員と桑原委員にお願いいたします。

では、会議はこれで終了にしますので、この後、事務局にマイクをお返ししますので、日程調整をお願いします。

(事務局)

では、次回の第 2 回小委員会は、事務局で日程調整のうえ、実施したいと思います。

それでは、新潟地方最低賃金審議会第 1 回検討小委員会はこれで終了いたします。

お疲れ様でした。